

「情報開示に関するセミナー(第1部)」参加企業の募集について

平成23年4月に優良産廃処理業者認定制度が創設され、優良基準に適合する旨の都道府県知事等の認定(優良認定)を受けた者は、一律5年とされていた産業廃棄物処理業の許可の有効期間が7年となり、許可証に「優良」の記載が追加されることとなりました。

優良産廃処理業者の認定を受けるためには、「ISO14001又はエコアクション21の認証を受けていること」、「インターネットでの情報公開」等の優良基準を満たす必要があります。

このため、石川県では産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を支援するため、優良基準のひとつである「インターネットでの情報公開」についてのセミナーを一般社団法人石川県産業資源循環協会へ委託して開催します。セミナーは2部構成としており、第1部では優良産業廃棄物処理業者認定制度の概要等の説明を行います。また、第2部では、産廃情報ネット「さんばいくん」を用いて、入力方法等の個別指導を行います。

つきましては、優良認定を受けようとする産業廃棄物処理業者の皆様方は、この機会を積極的にご活用されるようご案内します。

1. 内 容

- (1) 日 時 令和7年9月19日(金) 13時30分～15時30分
- (2) 方 法 会場または個別でのオンライン講義
- (3) 会 場 石川県地場産業振興センター 本館第7研修室(金沢市鞍月2丁目1番地)
- (4) 受 講 料 無 料
- (5) 対 象 石川県又は金沢市の産業廃棄物処理業の許可を有する事業者の方

※第1部では、パソコンを用いた入力方法等の説明は行いません。

2. 留意事項

- (1) 本セミナーは、インターネットでの情報開示を支援するものであり、優良認定を保証するものではありません。産業廃棄物処理業の許可取得年月日や、その他の優良基準への適合状況によっては、優良認定を受けられない場合があります。
- (2) 本セミナーの受講料は無料ですが、優良認定申請に係る諸費用は、自己負担となります。
- (3) テキストは、会場で受講する場合は当日配布します。個別で受講する場合は、石川県のHPから各自ダウンロードいただきます。(冊子をご希望する際は、下記申し込み先あてに320円を貼り付けた返信用封筒をご送付いただければ、郵送も可能です。)

3. 申し込み先、問い合わせ先

(一社)石川県産業資源循環協会 ☎076-224-9101
(金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館内)

※別紙「受講申込書」により、令和7年9月12日(金)までに必要事項を記入し、
FAX(076-224-9102)にてお申し込み下さい。

4. 定 員

50名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

5. 第2部(予定)

第2部では、産廃情報ネット「さんばいくん」を用いて、入力方法等の個別指導を行います。以下の日程にて開催予定です。別途ご案内させていただきます。

- ・日時：令和7年10月9日(木)または10月22日(水) 1者20分程度
- ・定員：14名